

伊豆日日新聞

令和2年(2020年)7月15日 (水曜日)

市民団体の 控訴棄却

三島駅南土地売却
訴訟で東京高裁

取得した市土地開発公社から土地を買い取らず、損害を与えた」との訴えが「仮に市が転売利益としての金銭を得ることができたとしても、買い取り請求権自体が金銭給付を目的とする債権とは言えない」などと棄却された。

三島駅南口の整備を考える市民の会の渡辺豊博代表(70)は「直ちに上告する」とコメントした。市は「判決により、正当性が証明された」としている。

三島駅南口西街区の土地売却を巡り、豊岡武土市長を相手に違法確認を求め市民団体が起こした訴訟の控訴審判決が14日、東京高裁であり、「転売差益は不確定で、地方自治法上の債権に該当しない」などと、一審に続いて請求を棄却した。

一審の静岡地裁判決では「三島市が、先行